保育人材確保のための保育士の処遇改善と 保育所の居室面積基準の弾力的運用の適用拡大について

北信越部会提出 説明担当 須坂市

共働き世帯の増加などにより3歳未満児を中心に保育所への入所児童数が増加していることに加え、幼児教育・保育の無償化などの国の施策により、保育ニーズの一層の高まりが予想され、保育士の確保、保育施設の対応は急務です。

一方、現状では、低賃金、非正規雇用などの理由により、多くの市では保育 士確保に支障を来しています。

こうした現状に対応するため、保育人材確保のための総合的対策を講じること、特に、保育士の処遇改善が図られるよう、保育所等の運営に係る委託費等の大幅な引き上げを強く要望します。

また、各市が取り組んでいる保育所の施設整備にあたっては、少子化の進行や財政的観点からも過大な施設整備とならないよう行われているのが現状です。

一方、保育所への入所児童数は年によってばらつきがあり、希望の園に入所することができず、他の地区の園に移ってもらうといったケースも生じています。保護者の要望に的確に応じるためには、入所希望児童の柔軟な受入れが求められています。

こうしたことから、現在、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として認められている居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置をすべての市町村へ拡大するよう強く要望します。